平成２２年（フ）第７６号
長野県須坂市大字野辺1366番地118
債務者　伊藤志津江
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７８号
長野市大字石渡108番地１、前住所長野県松本市沢村３丁目４番４－５号レオパレス21白金105
債務者　黒岩　昭妃
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８０号
長野市吉田１丁目12番27号、前住所長野市差出南３丁目２番17号エクセル裾花Ｂ―201号
債務者　金井なお美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８２号
長野県須坂市大字坂田97番地
債務者　赤城　美鶴（旧姓三岡）
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８３号
長野県飯山市大字飯山11492―400、住民票上の住所新潟県上越市春日新田２丁目11番２―252号県営春日新田住宅２棟252号
債務者　山田由利子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９７号
兵庫県宝塚市川面２丁目１番１号202
債務者　松島　　茂
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１０８号
兵庫県伊丹市野間３丁目６番15号サニーハイツ101号
債務者　筒井　暢子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第７４号
兵庫県尼崎市武庫町４丁目１番24―101号
債務者　井上　信義
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第７５号
兵庫県尼崎市武庫町４丁目１番24―101号
債務者　井上　弥生
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１８５号
兵庫県尼崎市杭瀬寺島１丁目12番23号
債務者　荒木　千津
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９４号
兵庫県尼崎市神崎町27番36号
債務者　小髙　秀夫
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２２５号
兵庫県西宮市甲子園浦風町９番28―203号
債務者　中野　裕介
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２２８号
兵庫県芦屋市南宮町２番５―202号
債務者　國安純一郎
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２３９号
兵庫県西宮市門戸荘17番48―402号、前住所兵庫県西宮市大森町２番65号
債務者　小佐治民幸
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１４７５号
北九州市小倉北区大門１丁目６番48号
債務者　長田　朱實
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０号
北九州市小倉北区下富野２丁目３番15号
債務者　澤山　　崇
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９０号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目12番22―301号
債務者　三協建設こと　山口　義孝
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１３８号
北九州市若松区深町１丁目７番79号
債務者　ムービーセンターこと　西田　浩司
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部